

年内の取りまとめに向けて高額療養費制度の見直し案を提示

9月9日、社会保障審議会医療保険部会（部会長：遠藤久夫・学習院大学経済学部教授）は2014年度診療報酬改定に向け、今後の検討スケジュールや高額療養費制度の見直しについて議論を行った。

政府は8月21日に「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく『法制上の措置』の骨子について」を閣議決定し、本骨子に基づいて社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする法律案を速やかに策定し、次期通常国会に提出するよう求めている。これを踏まえ事務局は、今後同部会で検討予定の議題のうち、社会保障・税一体改革関連かつ法制上の措置が必要なものを整理し、検討スケジュール案を提示した。

これによると、今年12月末までに最終取りまとめを行う議題は「高額療養費の見直し」「診療報酬改定基本方針」「国保・後期高齢者医療の低所得者保険料負担軽減措置」——などとなっている。このうち高額療養費については同日中に議論を開始したが、他の議題も早々に取り掛かるとしており、いずれも2014年度中に法令改正等の対応を取る予定だ。また、「外来・入院に関する給付の見直し」「後期高齢者支援金の全面総報酬割」——などは2014年度以降に議論を始めて12月末までに最終取りまとめを行い、2015年通常国会に法案を提出する見通しとなっている。

スケジュールについて委員から特に大きな異論は出なかったものの、社会保障制度改革国民会議の報告書に基づきながら同部会で十分な議論を尽くすよう求める意見が複数上がった。

■低所得者に配慮し所得区分を細分化

同日は続いて、高額療養費制度の見直しについて議論を行った。同制度は「70歳未満」「70歳以上（原則1割負担）」の年齢別に、それぞれ「上位所得者（70歳以上：現役並み所得者）」「一般所得者」「低所得者」の3つの所得区分を設けて所得に応じた自己負担限度額を定めているが、現行では中低所得者層の負担が重い配分になっていることから、特に低所得者に配慮し限度額をきめ細かく設定し直す方向で検討が進んでいる。併せて70～74歳の医療費自己負担を1割に据え置いている特例措置についても見直し、法廷通りの2割負担へと切り替える時期が決まった後、実務的な準備期間なども踏まえて高額療養費制度の見直し実施時期を決定する方針だ。

事務局は今回、「上位所得者」「一般所得者」の所得要件や限度額を細分化し、5区分とする案を大枠で提示した。「低所得者への配慮」という考え方や提案の方向性については概ね賛同が得られたものの、財源とセットで議論すべきとの指摘が相次いだ。高額療養費の支給額は過去10年間で2倍以上に増大しており、2010年度の実績（後期医療含む）は支給件数4,518万件、支給額1兆9,789億円だった。また、一部の支払側団体では財政がさらに厳しくなると懸念される他、医療システムの大規模な改修、現場の混乱を避けるための対応など、医療機関側でも入念な準備が必要であるため、今後のシミュレーションや財源などについて具体的な試算を出すよう多数の委員が求め、事務局は次回以降提示すると応じた。

次回の開催は未定。